

# 飯能市土地区画整理事業ニュース



森林文化都市  
- HANNO -

令和4年3月号

発行・お問い合わせ：飯能市 区画整理課（土地区画整理事務所内）

〒357-0045 飯能市大字笠縫 112-1

Tel 042-973-8682 Fax 042-972-1242

Mail kukaku@city.hanno.lg.jp

## 【本号のトピック】

- ◇ 阿須小久保線(岩沢陸橋)が開通します
- ◇ 阿須小久保線関連の交通規制等が変更されます
- ◇ 岩沢地区事業説明会を開催しました

### ◇ 阿須小久保線(岩沢陸橋)が開通します

皆さまのご理解、ご協力をいただき、平成30年度より整備に着手した阿須小久保線(岩沢陸橋)は、令和4年3月26日に開通する運びとなりました。本区間の開通により、市内を縦貫するルートの一部が形成され、生活道路に流入する通過交通の減少や交通の利便性、地域の活性化、防災面に大きく貢献するなど、安心して生活できる効果が期待されます。



位置図

式典会場

#### 【開通式を行います】

日時: 令和4年3月26日(土)10時から

会場: 双柳岩沢線との交差点付近

内容: テープカット、徒歩による渡り初め

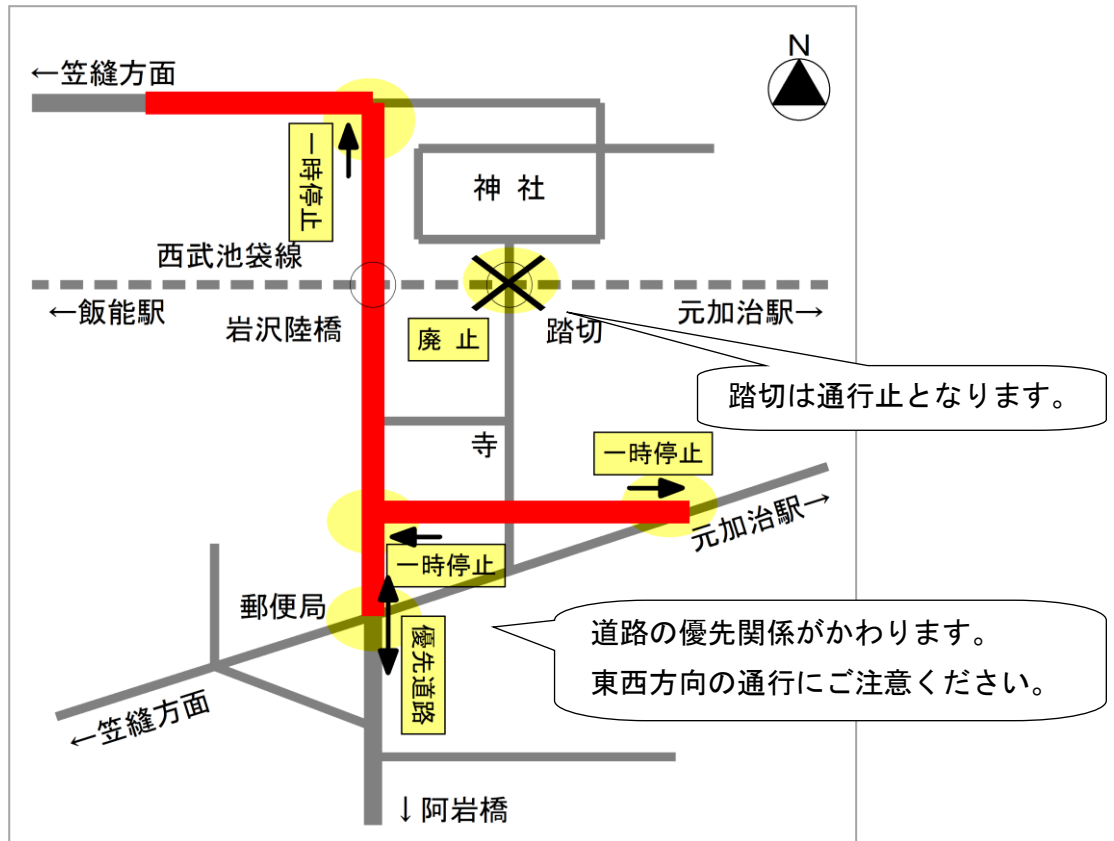
※雨天及び新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止となる場合があります。

※供用開始は13時からとなります。

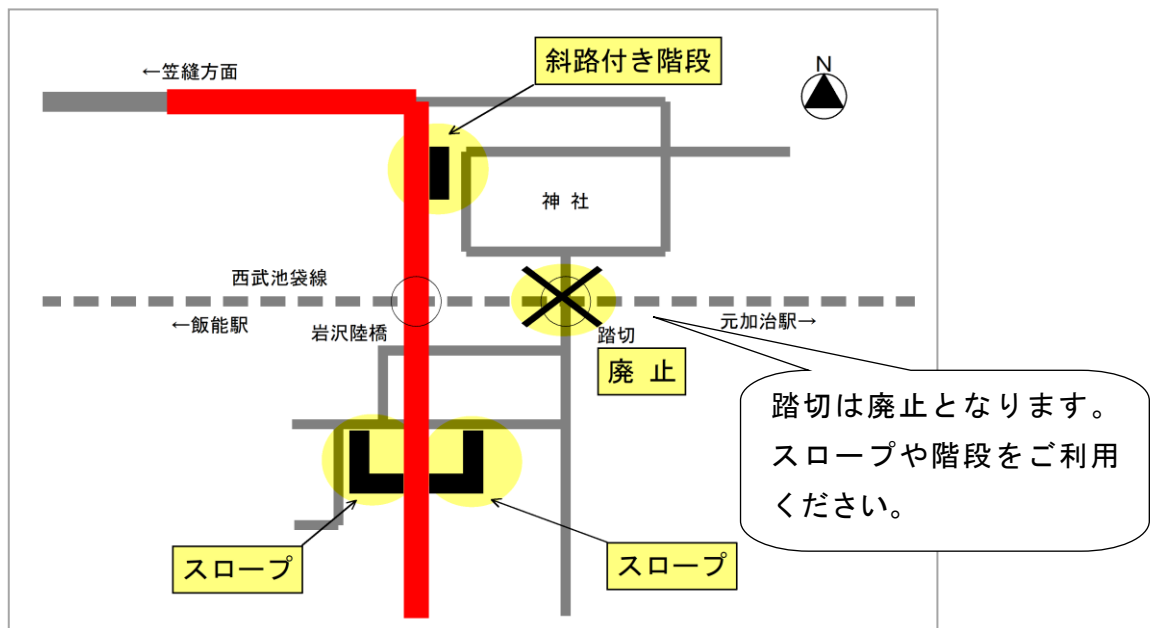
◇ 阿須小久保線関連の交通規制等が変更されます

阿須小久保線(岩沢陸橋)の開通により、踏切が廃止となるほか、関連する接続道路などを含めて、下図のとおり交通規制などが変更となりますので、通行する際はご協力をお願いいたします。

【 平面図(交通規制等) 】



【 平面図(歩行者通行ルート) 】



## ◇ 岩沢地区事業説明会を開催しました

令和3年12月24日から26日の3日間、加治東地区行政センターにおいて岩沢地区事業説明会を開催しました。説明会では、多くの皆さまのご出席をいただきありがとうございました。

説明会では、土地区画整理事業の進捗や整備状況などについて説明をさせていただきました。主な説明内容と質疑応答の概要は次のとおりです。

### 1 主な説明内容

#### ①岩沢地区事業状況について

建物移転や仮換地指定の状況、今後の整備予定などについて説明しました。

#### ②阿須小久保線関連工事の進捗状況と開通後の交通規制について

工事概要や進捗状況、開通後における交通規制などについて説明しました。

#### ③元加治第3号踏切道廃止の経緯について

元加治第3号踏切道の廃止について、鉄道事業者との協議や代替施設設置に関するこれまでの経緯などについて説明しました。

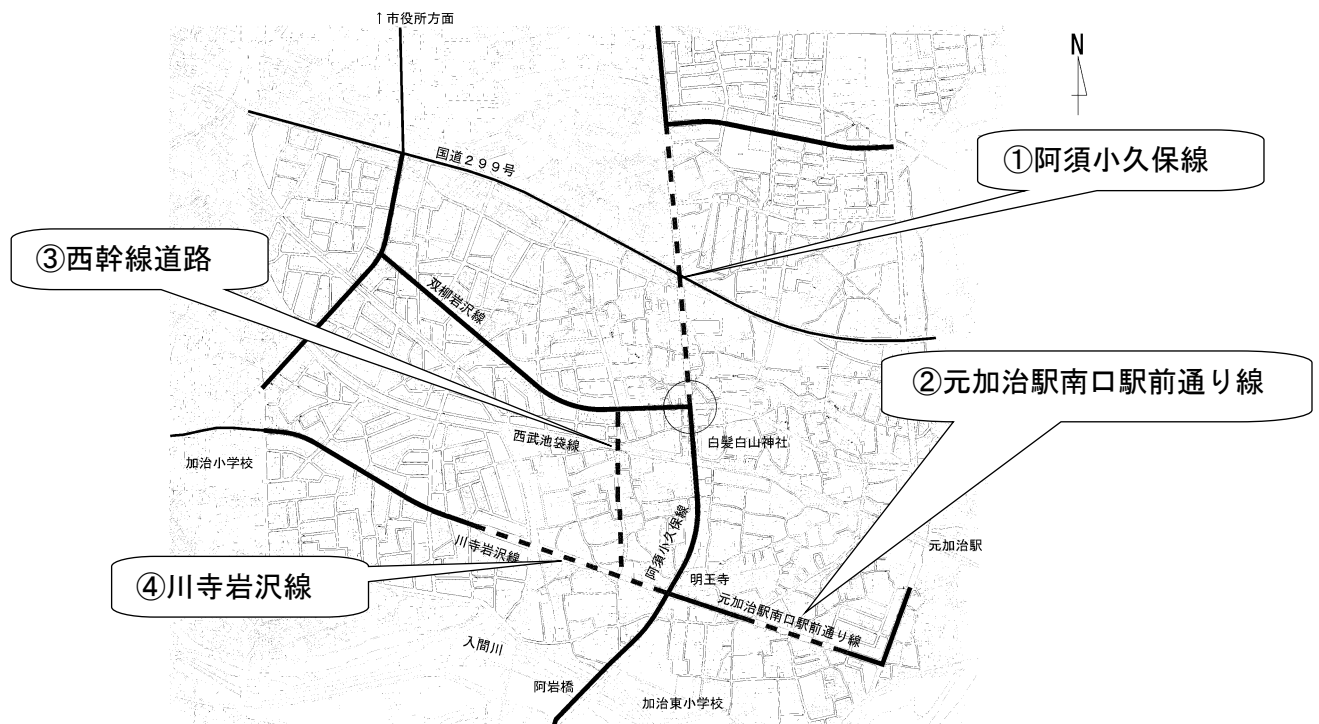
### 2 質疑応答の概要

質 疑	回 答
踏切廃止を撤回し、存続してほしい。	地形的要件や関連法令などを検証したが、存続すべき条件に当てはまらず、市として踏切の存続を断念せざるを得ないと判断しました。
元加治駅南口開設と1・2号踏切道統廃合の見込みについて教えてほしい。	入間市及び西武鉄道(株)とは、南口開設と踏切統廃合は一体的に考えていくことが必要と、お互いに確認しています。また、整備時期については、今後の協議で決定することとなります。
入間市では高額な精算金のことが報道されていたが、飯能市はどうか。	清算金は、減歩の度合いによって、交付・徴収が決定します。公平性の観点から、換地設計基準で定めがあり、金額については換地処分時の社会経済状況等を勘案し決定します。
岩沢陸橋及びスロープが車いすでも昇降できる勾配となっているか。	バリアフリーの基準に準拠しています。なを、斜路付き階段は車いすのご利用はできません。
歩行者の安全を確保するため、信号機や横断歩道の設置などをしてほしい。	埼玉県警など関係機関には要望させていただきます。

## ■ 今後の整備予定

皆さまのご協力により、令和3年3月に国道299号の市役所入口交差点が開通し、令和4年3月には、阿須小久保線(岩沢陸橋)の開通を迎えることができました。これにより、阿須方面と市役所方面が歩車分離型式の幹線道路で結ばれ、生活道路へ流入する通過交通の減少や歩行者通行の安全性が向上します。

今後の整備については、①阿須小久保線、②元加治駅南口駅前通り線、③西幹線道路、④川寺岩沢線の早期開通に向け取り組んでまいります。



## 《 区画整理課からのお知らせ 》

### 1 清算金について

換地の地積は整理前と整理後の宅地の位置や形状等を各々評価して算出しますが、施工上の差異等が生じた場合に、金銭による徴収又は交付を行い、宅地間での公平を図ります。その金額を「清算金」といいます。清算金が確定するのは、事業がすべて完了した段階で行う換地処分の公告日の翌日であり、その公告の日時点の権利者を対象に徴収・交付を行います。

### 2 土地区画整理事業地内における建築行為等や権利変動について

建築行為(開発行為)や工作物を設置する場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可が必要です。また、土地区画整理事業地区内の土地の権利に関して変更等がありましたら、届出が必要となります。

### 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

土地区画整理事務所では、来所者と職員の健康と安全に配慮し、感染症拡大防止対策を実施しています。ご理解、ご協力をお願いします。